

# 協定書

日本行政書士会連合会（以下「甲」という。）と一般社団法人コスマス成年後見サポートセンター（以下「乙」という。）とは、甲の行う社会貢献活動事業の一環として乙が設立されたことを自認し、その設立目的を達成するために、甲による乙への便益の提供条件やその他乙の運営支援に関する必要な事項について、以下のとおり協定する。

## （目的）

第1条 本協定は、乙が甲の社会貢献事業の一環として設立された団体であることを確認し、甲が乙に対して、乙の事業活動に必要な便益の提供やその他乙の事業を支援することにより、乙の事業が円滑に行われることを目的とする。

## （甲の役割）

第2条 甲は、行政書士による成年後見業務の推進のため、次の各号に掲げる役割を担う。

- (1) 各行政書士会に対し乙の支部との協力関係を築くことの推奨
- (2) 成年後見業務を行う、または行おうとしている各行政書士会会員に対し、乙に加入することの推奨
- (3) 乙の活動についての対外的な広報または周知
- (4) 事務局についての便益の提供

## （乙の役割）

第3条 乙は、行政書士による成年後見業務の推進に真摯に取組み、その活動及び成果を定期的に甲に報告する。

2 乙は、役員の選任にあたり、事前に甲の承認を求める。

## （事務所）

第4条 乙の事務所は、甲の事務所内に置く。

- 2 前項により乙が負担する費用は、月額 27,000 円（消費税抜き）とし、甲が指定する方法で支払うものとする。なお、水道光熱費はこれを含むものとする。
- 3 その他、乙が甲の事務所の一部を使用するにあたり必要な事項は、別途覚書を交わすこととする。

## （便益の提供）

第5条 甲は、第2条第4号に基づき、次の各号に掲げる便益を提供する。なお、提供の範囲については別途協議する。

- (1) 電話・ファックス・インターネット等の通信インフラ
- (2) コピー機等の事務機器
- (3) 甲の事務局職員の労務
- (4) 会議スペース
- (5) その他事務所運営に必要な便益

## （研修）

第6条 甲及び乙は、成年後見に関する研修を共同して開発し実施することができる。なお、詳細については、別途協議する。

## （共同事業）

第7条 甲及び乙は、賀詞交歓会の共催、成年後見に関する市民公開講座、相談会等の共催及び共同広告等の共同事業を行うことができる。なお、事業の詳細については、別途協議する。

## （情報交換等）

第8条 甲と乙は、情報交換及び情報提供のため、年に2回以上、会議を開催する。

## （会計報告）

第9条 乙は甲に対して、毎会計年度終了後に決算報告を行う。また、甲は乙に対して、隨時会計報告を求めることができる。

## （協定の有効期間）

第10条 本協定の有効期間は、本協定締結した日から2年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の3か月前までにいずれか特段の意思表示がない場合は、更に2年間更新されたものとし、その後も同様とする。

## （その他）

第11条 その他本協定に定めのない事項については、別途協議する。また、本協定の各条項の解釈に疑義を生じたときも同様とする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各1通を保有する。

令和元年 9月 5日

甲：日本行政書士会連合会

会長 常住



乙：一般社団法人コスマス成年後見サポートセンター

理事長 野田 昌利

